

課税標準の特例明細書

算定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			氏名又は名称					
			個人番号又は法人番号					
※	事業所等の名称		事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳		資 産 割			従 業 者 割			
		課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㉡	控除割合 ㉢	控除従業者給与総額 (㉡×㉢) ㉣	
法第701条の41 第 項第 号該当		m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項第 号該当		m ²	—	m ²	円	—	円	
		m ²	—	m ²	円	—	円	
雇用改善助成対象者				円	1/2	円		
合 計		m ²	/	m ²	円	/	円	
※	事業所等の名称		事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳		資 産 割			従 業 者 割			
		課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㉡	控除割合 ㉢	控除従業者給与総額 (㉡×㉢) ㉣	
法第701条の41 第 項第 号該当		m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項第 号該当		m ²	—	m ²	円	—	円	
		m ²	—	m ²	円	—	円	
雇用改善助成対象者				円	1/2	円		
合 計		m ²	/	m ²	円	/	円	
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計				m ²	控 除 従 業 者 給 与 総 額 の 合 計			円

第四十四号様式別表三（提出用）（用紙日本工業規格A4）（第二十四条二十九関係）

課税標準の特例明細書

算定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			氏名又は名称					
			個人番号又は法人番号					
※	事業所等の名称		事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳		資 産 割			従 業 者 割			
		課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㉡	控除割合 ㉢	控除従業者給与総額 (㉡×㉢) ㉣	
法第701条の41 第 項第 号該当		m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項第 号該当		m ²	—	m ²	円	—	円	
		m ²	—	m ²	円	—	円	
雇用改善助成対象者				円	1/2	円		
合 計		m ²	/	m ²	円	/	円	
※	事業所等の名称		事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳		資 産 割			従 業 者 割			
		課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㉡	控除割合 ㉢	控除従業者給与総額 (㉡×㉢) ㉣	
法第701条の41 第 項第 号該当		m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項第 号該当		m ²	—	m ²	円	—	円	
		m ²	—	m ²	円	—	円	
雇用改善助成対象者				円	1/2	円		
合 計		m ²	/	m ²	円	/	円	
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計				m ²	控除従業者給与総額の合計			円

第四十四号様式別表三（控 用）（用紙日本工業規格A4）（第二十四条二十九関係）

第44号様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の41又は附則第33条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号に規定する雇用改善助成対象者があつる場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 5 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊦の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。
なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第5項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。
- 6 ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊦の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。